

改正

令和3年9月3日告示第96号

鳩山町イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、鳩山町イメージキャラクター「はーとん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、鳩山町イメージキャラクター着ぐるみ使用申込兼承認書（様式第1号）（以下「申込兼承認書」という。）を、使用予定日の1月前までに町長に提出し、その承認を得なければならない。申込みは使用予定日の6月前から、これを受け付けるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭による申込みを行い、速やかに申込兼承認書を提出するものとする。

(使用承認の通知)

第3条 町長は、前条の申込兼承認書を受理したときは、使用目的及び使用期間等の内容を審査し、適正な場合には、申込兼承認書を使用申請者に交付するものとする。

(使用承認基準)

第4条 町長は、第2条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 鳩山町のPRという趣旨に反すると認められる場合
- (2) 鳩山町の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されると認められる場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されると認められる場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されると認められる場合
- (6) 鳩山町の事業又は町長の認めた関連事業を推進する上で支障となると認められる場合
- (7) 着ぐるみの使用マニュアルの正しい使用方法に従って使用しないと認められる場合
- (8) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (9) その他、町長が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「鳩山町イメージキャラクター「はーとん」着ぐるみ装着マニュアル」を遵守し、適正に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に野外で使用しないこと。
- (7) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しないとき又はその他この規程に違反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その使用者への貸出しは行わないものとする。

(現状回復)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任において補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(使用者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月3日告示第96号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の鳩山町イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。